国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 22021015 号
令和４年２月１０日
原 子 力 規 制 庁

Ⅰ．審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 11 月 30 日付け令 03 原機（も）311 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第４３条の３の２４第１項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第２号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原管廃発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。））を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

Ⅱ．申請の概要

本申請の変更の内容は、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンス強化を図るため、機構本部の安全・核セキュリティ統括部を安全・核セキュリティ統括本部及びその下部組織の安全管理部として組織改正するものである。

Ⅲ．審査の内容

Ⅲ－１．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、廃止措置を行う者の職務及び組織等が、発電用原子炉の

設置又は変更の許可を受けた本発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号に定める発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）各条文に関する審査の考え方を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１．研開炉規則第８７条第３項第４号（廃止措置を行う者の職務及び組織）

研開炉規則第８７条第３項第４号に関する審査の考え方は、本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、機構本部に安全・核セキュリティ統括本部長の職務を新設し、当該職務に安全・核セキュリティ統括本部担当理事をあてるもの、及び安全・核セキュリティ統括部長の職務を安全･核セキュリティ統括本部長又は安全管理部長の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び職務内容に変更はないこと、並びに安全･核セキュリティ統括本部長の職務内容に、理事長を補佐すること、本部組織としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理すること、並びに理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずることを定めていることを確認したことから、研開炉規則第８７条第３項第４号に関する審査の考え方を満足していると判断した。

なお、上記のほか、組織図等への組織改正を反映した変更が適切に行われていることを確認した。